

亀山市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年12月26日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第34号

亀山市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

亀山市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成17年亀山市規則第18号）の一部を次のように改正する。

別表第8を次のように改める。

別表第8（第29条関係）

昇給号給数表

昇給区分	A	B	C	D	E
昇給の号 給数	8以上	6	4（行政職 給料表（一） の適用を受け る職員で その職務の 級が7級以 上であるも の又は第2 8条各号に 掲げる職員 にあって は、3）	2	0
	2以上	1	0	0	0

備考 この表に定める上段の号給数は条例第6条第3項の規定の適用を受ける職員以外の職員に、下段の号給数は同項の規定の適用を受ける職員に適用する。

附 則

この規則は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。